

官報

平成二十三年七月二十五日

○第百七十七回 参議院會議録第二十七号

平成二十三年七月二十五日(月曜日)

午後四時一分開議

○議事日程 第二十七号

平成二十三年七月二十五日

午後四時開議

第一 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、檢察官適格審査会委員予備委員の選挙
- 一、平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)
- 一、平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)
- 一、日程第一
- 一、災害用慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(西岡武夫君) これより會議を開きます。

この際、欠員中の檢察官適格審査会委員予備委員一名の選挙を行います。

つきましては、本選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(西岡武夫君) 御異議ないと認めます。

よつて、議長は、檢察官適格審査会委員予備委員に谷岡郁子君を指名いたします。

○議長(西岡武夫君) この際、日程に追加して、

平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)
平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(西岡武夫君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長前田武志君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔前田武志君登壇、拍手〕

○前田武志君 たたいま議題となりました平成二十三年度第二次補正予算二案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補正予算二案は、去る七月十五日、国会に提出され、衆議院からの送付の後、二十一日、財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日、二十二日及び本日(三日)間、菅内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行いました。

以下、質疑の若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

〔今回、補正予算を提出した理由は何か。本格的復興に向けた第三次補正予算の準備状況はどうか。震災を受け、財政運営戦略の見直しにどう取り組みのかとの質疑があり、これに対し、菅内閣総理大臣及び関係各大臣より、「本補正予算は、東日本大震災の復旧に際し、緊急・必要なもののうち、第一次補正予算に間に合わなかった経費を盛り込んだものである。本格的な復興には大規模な予算が必要であり、第三次補正予算については、復興構想会議の提言を踏まえて、復興の基本方針をまとめ、財源の在り方も含め、精力的に検討していきたい。財政運営戦略に基づく中期財政フレームについては、年央に見直すこととしており、今年は、社会保障と税の一体改革の成案を

踏まえ、さらに復興財源の検討の後に、鋭意取り組んでまいりたい旨の答弁がありました。

質疑は、このほか、脱原発依存発言と今後のエネルギー政策、原発輸出の在り方、牛肉汚染問題への対応、瓦れき処理への対応とアスベスト対策、仮設住宅の整備状況、二重債務解消対策、被災地域の雇用確保策、災害救助への取組、北朝鮮拉致問題、政治資金をめぐる諸問題など多岐にわたりましたが、その詳細は會議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して徳永委員が賛成、自由民主党を代表して磯崎委員が賛成、公明党を代表して横山委員が賛成、みんなの党を代表して小野理事が賛成の旨、それぞれ意見を述べられました。討論を終局し、採決の結果、平成二十三年度第二次補正予算二案は賛成多数をもつていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 両案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。小見山幸治君。

〔小見山幸治君登壇、拍手〕

○小見山幸治君 私は、民主党・新緑風会の小見山幸治でございます。

たたいま議題となりました平成二十三年度第二次補正予算案について、会派を代表して、賛成の立場から討論をいたします。

三月十一日の東日本大震災から既に四か月が過ぎました。被災地におきまして、今なお一万八千

人余りもの皆様が不自由な避難所生活を強いられており、大変厳しい状況にあります。一刻も早い生活再建に向け全力を挙げることは、我々国会議員の責務であります。

さきに全会一致で成立しました第一次補正予算に続き、今回、第二次補正予算が成立する見通しとなったことについて、予算委員会において、被災地の皆様のことを思うその一点で御協力いただいた自民党、公明党を始め野党の皆様から敬意を表したいと思います。

第二次補正予算案は、歳出面におきまして、被災者支援関係経費三千七百七十四億円を計上したのを始め、原子力損害賠償法等関係経費に二千七百五十四億円、大震災復旧・復興予備費に八千億円など、合計一兆九千九百八十八億円が計上されており、一方、歳入面の財源としては、追加の国債を発行しないで余剰金受入れにより全額を充てております。

喫緊の課題として、被災地の再建を力強く支援していくことは、与野党を問わず共通の認識であると考えます。

第二次補正予算案は、できる限り被災地、被災された方々の声を反映し、作成に努めてまいりました。第一次補正予算案同様に、今回も全会一致で賛成、成立されますよう、野党の皆様との御協力を心からお願ひ申し上げる次第でございます。

先ごろ、政府は東日本大震災復興対策本部を立ち上げました。大震災復興構想会議からの提言を基に、本格的な復興に向け施策の具体化に取り組んでまいります。

復旧・復興対策で今何よりも求められているのはスピードであります。私は、政府だけでなく、与野党一体となって対策の実現に果敢に取り組むよう御提案したいと思います。

さらに、我が国の今後のエネルギー政策について一言申し添えたいと思います。

エネルギー政策は、経済産業と安全保障に匹敵する重要政策であり、国益を踏まえた十分な議論が必要であります。今後、原発への依存度を段階的に引き下げ、安心、安全なエネルギー行政を再構築していかなければなりません。

しかしながら、現政権は、エネルギー政策の根幹を短期間で変更するなど、場当たりの発言、対応はもはや政権の体を成していないと言わざるを得ません。このまいくと、日本経済は危機的な状況に直面いたします。日本企業の海外流出は加速し、国内経済の空洞化が進んでいきます。財政運営がこれ以上混乱し、日本経済の足を引く張ることだけは避けなければなりません。

私は将来に禍根を残したくありません。政府に対する信頼は失墜し、国民の間で底知れぬ焦燥感と絶望感が蔓延しております。民主党が責任政党として一刻も早く新たな体制でスタートできるよう、菅総理には深く御決断をしていく以外に選択肢はないと考えます。

私は、国会議員となつてちょうど今日で一年が過ぎました。私たち国会議員は、決して権力に固執することなく、国民の皆様とともに歩み、国民の生活を第一とし、国民の皆様最大の幸せをお届けできるように、今こそ一致結束して汗をかいていかねばなりません。

最後に、改めて第二次補正予算案に満場一致で賛成していただきますようお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) 丸山和也君。

(丸山和也君登壇、拍手)

○丸山和也君 自由民主党の丸山和也です。

私は、たゞいま議題となりました第二次補正予算案に関し、甚だ不十分な内容であると考えますが、一日も早い復興を最優先するために、賛成する立場から討論いたします。

そもそも、この政府提出の第二次補正予算案は、第一次補正予算の延長にすぎず、本格的な復興策も全く含まれないものであり、これでは、ひとえに菅総理の延命のために編成されたものと批判されるのも当然であります。

政府の復興構想会議は六月二十五日に提言を提出しました。しかし、それが反映される第三次補正の編成は早くとも九月です。この中途半端な第二次補正予算が間に入ることで、まさに本格的な復興・復旧を遅らせているのであります。

この出来の悪いスケジュールだけを見ても、菅政権にはこの国家的危機における政権担当能力が欠けているのは明らかであります。しかも、このようなスケジュールになった最大の原因は、民主党内の足の引っ張り合い、内閣の意見統一の欠如にあります。しかし、これら全ての責任は、結局のところ、総理としての威厳のなさ、指導力の欠如、ひいては総理の人間性にあると言わざるを得ません。

しかしながら、被災地の状況は一刻の猶予も許されません。一日でも早く本格的な復旧・復興予算の検討に入るためには本補正予算を早く成立させることが必要と考え、我々は泣く泣くこの本補正予算案に賛成することといたしました。

本補正予算案についての我々の基本的考えを述べます。

本格的な復旧・復興が急がれる今、第一次補正予算の半分にも満たない二兆円弱という第二次補正予算は余りに不十分です。内容を見ても、二重ローン対策、原発被害に対する賠償、被災自治体への交付金、いずれも中途半端ではありませんか。

これに対し、我々は、十七兆円の本格的な復旧・復興予算を編成するように強く主張してまいりました。しかし、政府は、残念ながらメンツにこだわり、この提案を拒否し、ツレート・ツリートルと評される今回の貧弱な予算案に固執いたしました。これこそ、まさに民主党及び菅内閣の度量のなさを示すものにほかなりません。

私自身、常磐自動車道の開通した三月二十一日のその日にいわき市に、また東北自動車道が開通したばかりの三月三十日に気仙沼市に支援物資を運び、被害の惨状を見、多くの避難民の方と話をしてきました。

それから約四か月の時が経過しましたが、今なお瓦れきの撤去、ヘドロの除去、ハエや蚊の駆除といった応急措置すら大幅に遅れており、さらには、被災者の生活再建、被災地の産業再生、原発被害の補償といった支援措置、港湾や交通インフラの整備、住宅の高台移転、防災研究の充実といった本格的な復興事業まで、やらねばならぬ課

題は山のようにあるにもかかわらず、その取組は誰が見ても極めて遅いと言わざるを得ません。

その最大の原因は、政府内からも、民主党内からも、はたまた多くの国民からも、あなたはもうお辞めなさいと言われ続けている総理が組織のトップに座り続けていることからくる脱力感、無気力感、これらが政治及び行政組織の全般に蔓延していることにあります。

さらに、総理、あなたは何度も唐突にいろんな思い付きと称される政策を打ち出しては変更し、無用の混乱を招いております。数えれば切りがありませんが、原発問題一つを取っても、浜岡原発停止要請、原発のストレステスト実施、脱原発依存会見など、いずれも重大な内容にかかわる発言が熟慮を欠いたまま日替わり弁当メニューのごとく軽々しく乱発されています。

他方、これらの発言に関して納得のいく説明は全くなされておりません。思い付きだから仕方がないといえどもそれまでのことでありますが、例えばなぜ浜岡だけなのか、他の原発が安全なら、なぜストレステストが必要なのか、合理的な説明が付きません。

総理、いろいろなことを思い付くこと自体は決して悪いことではないと思います。しかし、総理、あなたは、総理になるために諦めないで頑張ってきた結果、今や目的を達成してしまったのではありませんか。それにもかかわらず総理を続けようとするがゆえに、どうしても次から次へとわざわざ思い付き政策を出し続けなくてはならなくなっているではありませんか。これが延命の

ための策だと批判される根本の原因であると思われる。

今やあなたの言葉は、内閣の方針や政府の見解であるとは、閣僚も含め誰も本気で信じない奇妙な状況が生じております。

総理、あなたの置かれている状況は、このように誠に哀れと言わざるを得ませんが、それでも、どうしても思い付きと言われても何かをぶち上げたいとお考えであれば、あえて私から提案しましょう。二〇二〇年東北復興オリンピックを提言してはどうでしょうか。被災地の完全なる復興のシンボルとして世界に訴え、共感を呼び得る最強のメッセージではないかと思われまします。同じ思い付きと言われるなら、総理、せめてこのくらいのレベルのものを提出していただきたい。

次に、政治と金の問題も忘れてはなりません。なぜなら、あなたが総理になった最初の所信表明で、現下の政治不信の最大の原因は政治と金の問題であり、自分はこれに適切に対処して国民の信頼を回復すると表明していたのです。しかし、現実には全く逆ではありませんか。総理自身がこの問題の解決に向けて何ら努力しなかったばかりか、自ら新たな疑惑すら招いております。

日本人拉致事件容疑者の親族が関与する政権交代をめざす市民の会に総理の資金管理団体が多額の政治献金をしたということが大きく報道されました。総理は法的に処理しているから問題ないというような答弁をしていますが、事の核心はどのような形式的な処理の問題ではなく、リーダーたる地位にあるあなたの政治的良心の問題でありま

す。もしあなたの心がこのような一片の答弁をもって痛みを感じないとすれば、総理、あなたの良心にこそ問題があるということではありませんか。

同じことは、外国人の献金問題に関しても言えます。外国人とは知らなかったと弁明して済ませようとするあなたの姿勢に、事の真偽の問題とは別に、政治的良心の問題として、国民はもはやあなたに信をおけなくなっているのです。それどころか、先週の参議院予算委員会の質疑の紛糾からも明らかのように、この問題は今まさにあなたの命取りになるうともしております。

これらの点においても、総理、あなたは自らの不明を恥じ、進んで責任を取るべきではありませんか。

総理、どうか、なでしこジャパンをまねて絶対に諦めないなどと言わないでください。なでしこジャパンの諦めないは、国民にすがすがしい勇気を与えたものです。残念ながら、総理が諦めないと言っても、誰もすがすがしい気分にはなれません。あなたがそのせりふを口にするたびに、被災地のみならず国全体に無気力感、絶望感が拡大していくのです。自ら職を辞することによりこの悲劇的现实を終息させるこそこそ、菅総理、あなたに託された最後の責務です。

さて、総理は、山口は長州の出身で、高杉晋作が好きだと言われたことがあります。彼の辞世の句に、面白きこともなき世を面白く住みなすものは心なりけりというものがあります。そこで、一刻も早く総理に自由な身になっていただきたい、

総理を代弁して総理の心境を句にしてさしあげたいと思います。面白きこともなき政権面白くひつきき回していざさらば。

不十分ながらもこの第二次補正予算を速やかに成立させ、続いて本格的な復興のための第三次補正予算案の編成を始めることが焦眉の急であると主張いたします。私の賛成討論といたします。以上でございます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(西岡武夫君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十三

賛成 二百二十七

反対 六

よって、両案は多数をもって可決されました。

(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤田幸久君登壇、拍手〕

○藤田幸久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十三年第二次補正予算を編成するに当たり、新たな国債発行に依存しないとの観点から、平成二十二年の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、決算上の剰余金による財源確保の在り方、東日本大震災に対処するための補正予算の編成方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(西岡武夫君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(西岡武夫君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(西岡武夫君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成 二百三十一

反対 六

よって、本案は多数をもって可決されました。

(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(西岡武夫君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会

出席者は左のとおり。

議長	西岡 武夫君
副議長	尾辻 秀久君

議員	竹谷とし子君	石川 博崇君
吉田 忠智君	亀井亜紀子君	
山本 博司君	秋野 公造君	
山内 徳信君	森田 高君	
自見庄三郎君	長沢 広明君	
横山 信一君	又市 征治君	
有田 芳生君	金子 洋一君	
浜田 昌良君	谷合 正明君	
山本 香苗君	福島みずほ君	
大久保潔重君	米長 晴信君	
行田 邦子君	西田 実仁君	
加藤 修一君	渡辺 孝男君	
藤谷 光信君	松野 信夫君	
川上 義博君	室井 邦彦君	
林 久美子君	魚住裕一郎君	

松 あきら君	荒木 清寛君	小川 敏夫君	長浜 博行君
小林 正夫君	大石 尚子君	小川 勝也君	直嶋 正行君
今野 東君	中村 哲治君	大野 元裕君	長谷川大紋君
佐藤 公治君	木庭健太郎君	浜田 和幸君	難波 奨二君
白浜 一良君	山口那津男君	江崎 孝君	大江 康弘君
草川 昭三君	藤原 正司君	糸数 慶子君	中西 祐介君
谷 博之君	高橋 千秋君	松浦 大悟君	中谷 智司君
増子 輝彦君	福山 哲郎君	植松恵美子君	舟山 康江君
櫻井 充君	小西 洋之君	塚田 一郎君	姫井由美子君
石橋 通宏君	谷 亮子君	武内 則男君	谷岡 郁子君
安井美沙子君	斎藤 嘉隆君	大河原雅子君	相原久美子君
小見山幸治君	田城 郁君	藤原 良信君	加賀谷 健君
西村まさみ君	徳永 エリ君	佐藤 正久君	那谷屋正義君
吉川 沙織君	平山 誠君	足立 信也君	藤本 祐司君
外山 斎君	友近 聡朗君	津田弥太郎君	芝 博一君
梅村 聡君	平山 幸司君	主濱 了君	柳澤 光美君
金子 恵美君	牧山ひろえ君	野上浩太郎君	松井 孝治君
川合 孝典君	徳永 久志君	大塚 耕平君	辻 泰弘君
水戸 将史君	大島九州男君	平野 達男君	神本美恵子君
横峯 良郎君	轟木 利治君	池口 修次君	山根 隆治君
蓮 舫君	広田 一君	山谷えり子君	岡崎トミ子君
藤末 健三君	尾立 源幸君	北澤 俊美君	柳田 稔君
川崎 稔君	前川 清成君	前田 武志君	田中 直紀君
大久保 勉君	白 眞勲君	江田 五月君	石井 一君
シズマルテ君	藤田 幸久君	山東 昭子君	中原 八一君
一川 保夫君	森 ゆうこ君	長谷川 岳君	藤川 政人君
水岡 俊一君	榛葉賀津也君	若林 健太君	三原じゅん子君
岩本 司君	鈴木 寛君	高階恵美子君	熊谷 大君
広野ただし君	郡司 彰君	大家 敏志君	宇都 隆史君
平田 健二君	奥石 東君	岩井 茂樹君	上野 通子君
羽田雄一郎君	加藤 敏幸君	西田 昌司君	古川 俊治君

[illegible]

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八六号）

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第八七号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十三年度一般会計補正予算（第二号）（閣予第七号）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第二号）（閣予第八号）

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

鉱業法の一部を改正する等の法律案

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員又市征治君提出米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舎建設事業再開に関する再質問に対する答弁書（第二二〇号）

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍の射撃撃場に関する質問に対する答弁書（第二二二号）

参議院議員糸数慶子君提出グアム移転協定に関する質問に対する答弁書（第二二三号）

参議院議員井上哲士君提出在日米軍軍人軍属の刑事事件に係る裁判権と檢察審査会の議決の効力に関する質問に対する答弁書（第二二三号）

参議院議員川口順子君提出放射性物質で汚染されたがれき・下水汚泥等の処理処分等に係る新法の必要性に関する質問に対する答弁書（第二二四号）

参議院議員山谷えり子君提出携帯電話の電磁波対策に関する質問に対する答弁書（第二二五号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

鉱業法の一部を改正する等の法律

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 金子 恵美君 補欠 牧山ひろえ君

財政金融委員 辞任 横山 信一君 補欠 竹谷とし子君

農林水産委員 辞任 牧山ひろえ君 補欠 金子 恵美君

米長 晴信君 外山 斎君

国土交通委員 竹谷とし子君 横山 信一君

辞任 外山 斎君 補欠 米長 晴信君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東日本大震災の被災地において大量発生している害虫の対策に関する質問主意書（熊谷大君提出）（第二三一号）

建設現場の足場からの墜落事故に関する第三回質問主意書（岩城光英君提出）（第二三二号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員上野通子君提出特別支援教育を担当できる教員を増やす方策に関する質問に対する答弁書（第二二六号）

参議院議員江口克彦君提出東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する質問に対する答弁書（第二二七号）

参議院議員水野賢一君提出電力小売の自由化の実態に関する質問に対する答弁書（第二二八号）

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員 辞任 林 芳正君 補欠 山崎 力君

予算委員 辞任 有田 芳生君 補欠 斎藤 嘉隆君

行田 邦子君 室井 邦彦君

長谷川 岳君 岸 信夫君

山崎 力君 林 芳正君

草川 昭三君 渡辺 孝男君

長沢 広明君 横山 信一君

大門実紀史君 山下 芳生君

福島みずほ君 吉田 忠智君

決算委員

辞任 斎藤 嘉隆君 補欠 有田 芳生君

渡辺 孝男君 草川 昭三君

行政監視委員

辞任 室井 邦彦君 補欠 行田 邦子君

岸 信夫君 長谷川 岳君

横山 信一君 長沢 広明君

山下 芳生君 大門実紀史君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第八七号）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八六号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十三年度一般会計補正予算（第二号）（閣予第七号）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第二号）（閣予第八号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する質問主意書（小熊慎司君提出）（第二二三号）

東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する再質問主意書（江口克彦君提出）（第二三四号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

空き家対策に関する質問主意書(横山信一君提出)(第二二九号)

内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する再質問主意書(熊谷大君提出)(第二三〇号)

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教科学委員

辞任

石井 浩郎君

補欠

若林 健太君

経済産業委員

辞任

若林 健太君

補欠

石井 浩郎君

国家基本政策委員

辞任

山崎 力君

補欠

林 芳正君

予算委員

辞任

斎藤 嘉隆君

補欠

有田 芳生君

室井 邦彦君

吉川 沙織君

岸 信夫君

林 芳正君

桜内 文城君

川田 龍平君

長谷川 岳君

山崎 力君

行政監視委員

辞任

石橋 通宏君

補欠

吉川 沙織君

行田 邦子君

長谷川 岳君

岸 信夫君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第八七号)

財政金融委員会に付託

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第四号)

経済産業委員会に付託

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八六号) 災害対策特別委員会に付託

同日議長から次の質問主意書が提出された。

介護職員等によるインスリン注射等の実施に関する質問主意書(横山信一君提出)(第二三五号) 原発のストレステストに関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第二三六号)

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

石橋 通宏君

補欠

姫井由美子君

財政金融委員

辞任

風間 直樹君

補欠

安井美沙子君

文教科学委員

辞任

若林 健太君

補欠

石井 浩郎君

経済産業委員

辞任

姫井由美子君

補欠

石橋 通宏君

国土交通委員

辞任

石井 浩郎君

補欠

若林 健太君

安井美沙子君

補欠

風間 直樹君

予算委員

辞任

石橋 通宏君

補欠

吉川 沙織君

山崎 力君

渡辺 孝男君

山下 芳生君

片山虎之助君

吉田 忠智君

補欠

荒井 広幸君

補欠

渡辺 孝男君

草川 昭三君

荒井 広幸君

片山虎之助君

行政監視委員

辞任

吉川 沙織君

赤石 清美君

田村 智子君

補欠

石橋 通宏君

補欠

山崎 力君

山下 芳生君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

東日本大震災における原子力発電所の事故によ

る災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移動者に係る措置に関する法律案(閣法第八八号)

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八九号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第四号) 審査報告書

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十三年一般会計補正予算(第2号)及び平成二十三年特別会計補正予算(特第2号) 審査報告書

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二〇号) 審査報告書

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八六号) 審査報告書

平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第八七号) 審査報告書

審査報告書

平成二十三年年度一般会計補正予算(第2号)
平成二十三年年度特別会計補正予算(特第2号)
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成二十三年七月二十五日
予算委員長 前田 武志
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成二十三年年度一般会計補正予算(第2号)は、歳出において、(1)原子力損害賠償法等関係経費、(2)被災者支援関係経費、(3)東日本大震災復興対策本部運営経費、(4)東日本大震災復旧・復興予備費、(5)地方交付税交付金の合計で一兆九千九百八十七億七千六百七十一万八千円の追加を行うこととしている。歳入においては、前年度剰余金一兆九千九百八十七億七千六百七十一万八千円の受入れを行うこととしている。

この結果、平成二十三年年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ一兆九千九百八十七億七千六百七十一万八千円増額され、九十四兆七千五百五十四億七千八百八十三万三千円となる。

平成二十三年年度特別会計補正予算(特第2号)は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計等四特別会計について、所要の補正を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づ

き、特に緊要となったものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

平成二十三年年度一般会計補正予算(第2号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十三年七月二十日
衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 西岡 武夫殿

平成二十三年年度特別会計補正予算(特第2号)
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十三年七月二十日
衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 西岡 武夫殿

審査報告書

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成二十三年七月二十二日
経済産業委員長 柳澤 光美
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一

項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基き、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。
一、費用
本件に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十三年七月十五日
衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 西岡 武夫殿

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」(平成二十三年四月五日閣議決定)に基づき、平成二十三年四月十四日から平成二十四年四月十三日まで、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

審査報告書

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成二十三年七月二十五日
災害対策特別委員長 松下 新平
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、災害弔慰金について、支給対象となる遺族の範囲に、他の遺族のいずれもが存しない場合における死亡した者の兄弟姉妹であつて、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていたものを加えよう

平成二十三年七月二十五日 参議院会議録第二十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の改正する法律案
入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

平成二十二年歳歳

一〇

とするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十三年
度約二億七千万円が見込まれている。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改
正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成二十三年七月十四日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 西岡 武夫殿

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を
改正する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八
年法律第八十二号)の一部を次のように改正す
る。

第三条第二項中「祖父母」の下に「並びに兄弟姉
妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は
生計を同じくしていた者に限る。以下この項にお
いて同じ。)」を加え、同項に次のただし書を加え
る。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、
子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない
場合に限る。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に
よる改正後の第三条第二項の規定は、平成二十三
年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰金
について適用する。

審査報告書

東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部を改正する法
律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年七月二十五日

災害対策特別委員長 松下 新平
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、東日本大震災に対処するため、
被災者生活再建支援金に係る国の補助率の特例
を定めようとするものであり、妥当な措置と認
める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十三年
度一般会計補正予算(第2号)に三千億円が計上
されている。

東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部を改正する法
律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年七月二十日

衆議院議長 横路 孝弘
参議院議長 西岡 武夫殿

東日本大震災に対処するための特別の財政援
助及び助成に関する法律の一部を改正する法
律案

東日本大震災に対処するための特別の財政
援助及び助成に関する法律の一部を改正す
る法律

東日本大震災に対処するための特別の財政援助
及び助成に関する法律(平成二十三年法律第二十
号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に改める。
第三章中第五条の次に次の一条を加える。

(被災者生活再建支援金に係る補助の特例)

第五条の二 被災者生活再建支援法(平成十年法
律第六十六号)第三条第一項に規定する支援金
であつて、平成二十三年三月十一日に発生した
東北地方太平洋沖地震による災害により同法第
二条第二号に規定する被災世帯となつた世帯の
世帯主に対するものに係る国の補助についての
同法第十八条の規定の適用については、同条中
「二分の一」とあるのは、「五分の四」とする。

2 前項の規定は、平成二十三年三月十一日から
適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の
処理の特例に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十三年七月二十五日

財政金融委員長 藤田 幸久
参議院議長 西岡 武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成二十二年度の一般会計歳入
歳出の決算上の剰余金の処理について、財政法
第六条第一項の規定の特例を定めるものであ
り、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴い、平成二十二年度の純剰余
金見込額のうち約一兆四千五百三十三億円を平
成二十三年度補正予算(第2号)の一般財源に充
てることにしている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきで
ある。

一 東日本大震災による未曾有の被害からの着実
な復旧・復興が目下の最重要課題であることを
踏まえ、更なる補正予算の編成に当たっては、
財政規律にも配慮しつつ、本格復興に向けた施
策の早急な具体化に万全を期すること。

一 保有外貨資産の為替差損等により平成二十二
年度の日本銀行の国庫納付金が予算額を大きく
下回つたこと等を踏まえ、政府は、ファンダメ
ンタルズを反映しない過度の為替変動への適正
な対処に留意するとともに、日本銀行も適正な
資産管理や効率的な業務運営を行いつつ、外貨

資産の保有及びリスク管理の在り方について検討すること。
右決議する。

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年七月二十日

衆議院議長 横路 孝弘

参議院議長 西岡 武夫殿

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案

平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、平成二十二年の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名

平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)

賛成者氏名

足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 池口 修次君
石井 一君 石橋 通宏君

一川 保夫君	岩本 司君	林 久美子君	姫井由美子君	佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
植松恵美子君	梅村 聡君	平田 健二君	平山 幸司君	山東 昭子君	島尻安伊子君
江崎 孝君	小川 勝也君	平山 誠君	広田 一君	末松 信介君	鈴木 政二君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	広野ただし君	福山 哲郎君	世耕 弘成君	関口 昌一君
大石 尚子君	大河原雅子君	藤末 健三君	藤田 幸久君	伊達 忠一君	高階恵美子君
大久保 勉君	大久保潔重君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	谷川 秀善君	塚田 一郎君
大島九州男君	大塚 耕平君	藤原 正司君	藤原 良信君	谷川 秀善君	中川 雅治君
大野 元裕君	岡崎トミ子君	舟山 康江君	前川 清成君	鶴保 庸介君	中村 博彦君
加賀谷 健君	加藤 敏幸君	前田 武志君	牧山ひろえ君	中曾根弘文君	中西 祐介君
金子 恵美君	金子 洋一君	増子 輝彦君	松井 孝治君	中原 八一君	中村 博彦君
神本美恵子君	川合 孝典君	松浦 大悟君	松野 信夫君	二之湯 智君	西田 昌司君
川上 義博君	川崎 稔君	水戸 将史君	水岡 俊一君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
郡司 彰君	小西 洋之君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	長谷川 岳君	橋本 聖子君
小林 正夫君	小見山幸治君	安井美沙子君	柳澤 光美君	林 芳正君	福岡 資麿君
行田 邦子君	奥石 東君	柳田 稔君	山根 隆治君	藤井 基之君	藤川 政人君
今野 東君	佐藤 公治君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	古川 俊治君	牧野たかお君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	米長 晴信君	蓮 舫君	松下 新平君	松村 祥史君
芝 博一君	主濱 了君	愛知 治郎君	青木 一彦君	松村 龍二君	松山 政司君
榑葉賀津也君	鈴木 寛君	赤石 清美君	有村 治子君	丸川 珠代君	丸山 和也君
田城 郁君	田中 直紀君	石井 準一君	石井 浩郎君	三原じゅん子君	水落 敏栄君
高橋 千秋君	武内 則男君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	溝手 顕正君	森 まさこ君
谷 博之君	谷 亮子君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	山崎 力君	山崎 正昭君
谷岡 郁子君	シズメマルテ君	岩城 光英君	宇都 隆史君	山田 俊男君	山谷えり子君
津田弥太郎君	辻 泰弘君	上野 通子君	衛藤 晟一君	山本 一太君	山本 順三君
外山 斎君	徳永 エリ君	大家 敏志君	岡田 直樹君	吉田 博美君	山本 順三君
徳永 久志君	轟木 利治君	岡田 広君	加治屋義人君	若林 健太君	義家 弘介君
友近 聡朗君	那谷屋正義君	片山さつき君	金子原二郎君	若林 健太君	脇 雅史君
直嶋 正行君	中谷 智司君	川口 順子君	岸 宏一君	渡辺 猛之君	秋野 公造君
中村 哲治君	長浜 博行君	岸 信夫君	北川イツエイ君	荒木 清寛君	石川 博崇君
難波 奨二君	西村まさみ君	熊谷 大君	小泉 昭男君	魚住裕一郎君	加藤 修一君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	小坂 憲次君	佐藤 信秋君	草川 昭三君	木庭健太郎君
				白浜 一良君	竹谷とし子君
				谷合 正明君	長沢 広明君

西田 実仁君		浜田 昌良君	石井 一君	石橋 通宏君	白 眞勲君	林 久美子君	佐藤 正久君	佐藤ゆかり君	
松 あきら君	山口那津男君	一川 保夫君	植松恵美子君	岩本 司君	姫井由美子君	平田 健二君	山東 昭子君	島尻安伊子君	
山本 香苗君	山本 博司君	江崎 孝君	小川 勝也君	梅村 聡君	平野 達男君	平山 幸司君	末松 信介君	鈴木 政二君	
横山 信一君	渡辺 孝男君	尾立 源幸君	小川 敏夫君	江田 五月君	平山 誠君	広田 一君	世耕 弘成君	関口 昌一君	
上野ひろし君	江口 克彦君	大河原雅子君	大石 尚子君	小川 敏夫君	広野ただし君	福山 哲郎君	伊達 忠一君	高階恵美子君	
小熊 慎司君	小野 次郎君	大久保潔重君	大久保 勉君	大島九州男君	藤末 健三君	藤田 幸久君	谷川 秀善君	塚田 一郎君	
川田 龍平君	桜内 文城君	大久保 勉君	大野 元裕君	大野 元裕君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	鶴保 庸介君	中川 雅治君	
柴田 巧君	寺田 典城君	大野 元裕君	加賀谷 健君	金子 恵美君	藤原 正司君	藤原 良信君	中曽根弘文君	中西 祐介君	
中西 健治君	松田 公太君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	金子 洋一君	舟山 康江君	前川 清成君	中原 八一君	中村 博彦君	
水野 賢一君	荒井 広幸君	川合 孝典君	川崎 稔君	川上 義博君	前田 武志君	増子 輝彦君	二之湯 智君	野上浩太郎君	
片山虎之助君	中山 恭子君	小西 洋之君	小見山幸治君	奥石 東君	安井美沙子君	柳田 稔君	柳澤 光美君	藤川 政人君	
山内 徳信君	吉田 忠智君	佐藤 公治君	櫻井 充君	主濱 了君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	林 芳正君	福岡 資麿君	
福島みずほ君	舩添 要一君	小見山幸治君	奥石 東君	今野 東君	安井美沙子君	柳田 稔君	藤井 基之君	藤川 政人君	
亀井亜紀子君	森田 高君	小見山幸治君	奥石 東君	今野 東君	安井美沙子君	柳田 稔君	藤井 基之君	藤川 政人君	
糸数 慶子君	尾辻 秀久君	小見山幸治君	奥石 東君	今野 東君	安井美沙子君	柳田 稔君	藤井 基之君	藤川 政人君	
大江 康弘君	長谷川大紋君	小見山幸治君	奥石 東君	今野 東君	安井美沙子君	柳田 稔君	藤井 基之君	藤川 政人君	
浜田 和幸君		小見山幸治君	奥石 東君	今野 東君	安井美沙子君	柳田 稔君	藤井 基之君	藤川 政人君	
反対者氏名		六名							
井上 哲士君	市田 忠義君	鈴木 寛君	田中 直紀君	武内 則男君	谷 亮子君	シシマルティ君	辻 泰弘君	徳永 エリ君	轟木 利治君
紙 智子君	田村 智子君	鈴木 寛君	田中 直紀君	武内 則男君	谷 亮子君	シシマルティ君	辻 泰弘君	徳永 エリ君	轟木 利治君
大門実紀史君	山下 芳生君	鈴木 寛君	田中 直紀君	武内 則男君	谷 亮子君	シシマルティ君	辻 泰弘君	徳永 エリ君	轟木 利治君
日程第一 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(衆議院送付)									
賛成者氏名		二二六名							
足立 信也君	相原久美子君	中谷 智司君	長浜 博行君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	岸 信夫君	熊谷 大君	小泉 昭男君	佐藤 信秋君
有田 芳生君	池口 修次君	中谷 智司君	長浜 博行君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	岸 信夫君	熊谷 大君	小泉 昭男君	佐藤 信秋君
								</	

賛成者氏名 足立 信也君 相原久美子君 二二六名	反対者氏名 ○名	西田 実仁君	浜田 昌良君	有田 芳生君	池口 修次君	中村 哲治君	長浜 博行君	岸 信夫君	北川イツセイ君
		松 あきら君	山口那津男君	石井 一君	石橋 通宏君	難波 奨二君	西村まさみ君	熊谷 大君	小泉 昭男君
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		山本 香苗君	山本 博司君	一川 保夫君	岩本 司君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	小坂 憲次君	佐藤 信秋君
		横山 信一君	渡辺 孝男君	植松恵美子君	梅村 聡君	林 久美子君	姫井由美子君	佐藤 正久君	佐藤ゆかり君
		上野ひろし君	江口 克彦君	江崎 孝君	江田 五月君	平田 健二君	平山 幸司君	山東 昭子君	島尻安伊子君
		小熊 慎司君	小野 次郎君	小川 勝也君	小川 敏夫君	平山 誠君	広田 幸司君	末松 信介君	鈴木 政二君
		川田 龍平君	桜内 文城君	尾立 源幸君	大石 尚子君	広野ただし君	福山 哲郎君	世耕 弘成君	関口 昌一君
		柴田 巧君	寺田 典城君	大河原雅子君	大久保 勉君	藤末 健三君	藤田 幸久君	伊達 忠一君	高階恵美子君
		中西 健治君	松田 公太君	大久保潔重君	大島九州男君	藤谷 光信君	藤本 祐司君	谷川 秀善君	塚田 一郎君
		水野 賢一君	井上 哲士君	大塚 耕平君	大野 元裕君	藤原 正司君	藤原 良信君	鶴保 庸介君	中川 雅治君
		市田 忠義君	紙 智子君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	舟山 康江君	前川 清成君	中曾根弘文君	中西 祐介君
		田村 智子君	大門実紀史君	加藤 敏幸君	金子 恵美君	前田 武志君	牧山ひろえ君	中原 八一君	中村 博彦君
		山下 芳生君	荒井 広幸君	金子 洋一君	神本美恵子君	増子 輝彦君	松井 孝治君	二之湯 智君	西田 昌司君
		片山虎之助君	中山 恭子君	川合 孝典君	川上 義博君	松浦 大悟君	松野 信夫君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
		藤井 孝男君	舩添 要一君	川崎 稔君	北澤 俊美君	水戸 将史君	水岡 俊一君	長谷川 岳君	橋本 聖子君
		福島みずほ君	又市 征治君	郡司 彰君	小西 洋之君	室井 邦彦君	森 ゆうこ君	林 芳正君	福岡 資麿君
		山内 徳信君	吉田 忠智君	小林 正夫君	小見山幸治君	安井美沙子君	柳澤 光美君	藤井 基之君	藤川 政人君
		亀井亜紀子君	自見庄三郎君	行田 邦子君	奥石 東君	柳田 稔君	山根 隆治君	古川 俊治君	牧野たかお君
		森田 高君	糸数 慶子君	今野 東君	佐藤 公治君	横峯 良郎君	吉川 沙織君	松下 新平君	松村 祥史君
		尾辻 秀久君	大江 康弘君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	米長 晴信君	蓮 舩君	松村 龍二君	松山 政司君
		長谷川大紋君	浜田 和幸君	芝 博一君	主濱 了君	愛知 治郎君	青木 一彦君	丸川 珠代君	丸山 和也君
				榑葉賀津也君	鈴木 寛君	赤石 清美君	有村 治子君	三原じゅん子君	水落 敏栄君
				田城 郁君	田中 直紀君	石井 準一君	石井 浩郎君	溝手 顕正君	森 まさこ君
				高橋 千秋君	武内 則男君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	山崎 力君	山崎 正昭君
				谷 博之君	谷 亮子君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	山田 俊男君	山谷えり子君
				谷岡 郁子君	谷 亮子君	岩城 光英君	宇都 隆史君	山本 一太君	山本 順三君
				津田弥太郎君	辻 泰弘君	上野 通子君	衛藤 晟一君	吉田 博美君	義家 弘介君
				外山 斎君	徳永 エリ君	大家 敏志君	岡田 直樹君	若林 健太君	脇 雅史君
				徳永 久志君	轟木 利治君	岡田 広君	加治屋義人君	渡辺 猛之君	秋野 公造君
				友近 聡朗君	那谷屋正義君	片山さつき君	金子原二郎君	荒木 清寛君	石川 博崇君
				直嶋 正行君	中谷 智司君	川口 順子君	岸 宏一君	魚住裕一郎君	加藤 修一君

草川 昭三君	木庭健太郎君	有田 芳生君	池口 修次君	中村 哲治君	長浜 博行君	金子原二郎君	川口 順子君
白浜 一良君	竹谷とし子君	石井 一君	石橋 通宏君	難波 獎二君	西村まさみ君	岸 宏一君	岸 信夫君
谷合 正明君	長沢 広明君	一川 保夫君	岩本 司君	羽田雄一郎君	白 眞敷君	北川イツセイ君	熊谷 大君
西田 実仁君	浜田 昌良君	植松恵美子君	梅村 聡君	林 久美子君	姫井由美子君	小泉 昭男君	小坂 憲次君
松 あきら君	山口那津男君	江崎 孝君	江田 五月君	平田 健二君	平野 達男君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君
山本 香苗君	山本 博司君	小川 勝也君	小川 敏夫君	平山 幸司君	平山 誠君	佐藤ゆかり君	山東 昭子君
横山 信一君	渡辺 孝男君	尾立 源幸君	大石 尚子君	広田 一君	広野ただし君	島尻安伊子君	末松 信介君
上野ひろし君	江口 克彦君	大河原雅子君	大久保 勉君	福山 哲郎君	藤末 健三君	鈴木 政二君	世耕 弘成君
小熊 慎司君	小野 次郎君	大久保潔重君	大島九州男君	藤田 幸久君	藤谷 光信君	関口 昌一君	伊達 忠一君
川田 龍平君	桜内 文城君	大塚 耕平君	大野 元裕君	藤本 祐司君	藤原 正司君	高階恵美子君	谷川 秀善君
柴田 巧君	寺田 典城君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君	藤原 良信君	舟山 康江君	塚田 一郎君	鶴保 庸介君
中西 健治君	松田 公太君	加藤 敏幸君	金子 恵美君	前川 清成君	前田 武志君	中川 雅治君	中曾根弘文君
水野 賢一君	井上 哲士君	金子 洋一君	神本美恵子君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	中西 祐介君	中原 八一君
市田 忠義君	紙 智子君	川合 孝典君	川上 義博君	松井 孝治君	松浦 大悟君	中村 博彦君	二之湯 智君
田村 智子君	大門実紀史君	川崎 稔君	北澤 俊美君	松野 信夫君	水戸 将史君	西田 昌司君	野上浩太郎君
山下 芳生君	荒井 広幸君	郡司 彰君	小西 洋之君	水岡 俊一君	室井 邦彦君	野村 哲郎君	長谷川 岳君
片山虎之助君	中山 恭子君	小林 正夫君	小見山幸治君	森 ゆうこ君	安井美沙子君	橋本 聖子君	林 芳正君
藤井 孝男君	舩添 要一君	行田 邦子君	輿石 東君	柳澤 光美君	柳田 稔君	福岡 資麿君	藤井 基之君
福島みずほ君	又市 征治君	今野 東君	佐藤 公治君	山根 隆治君	横峯 良郎君	藤川 政人君	古川 俊治君
山内 徳信君	吉田 忠智君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	吉川 沙織君	米長 晴信君	牧野たかお君	松下 新平君
亀井亜紀子君	自見庄三郎君	芝 博一君	主濱 了君	蓮 舩君	愛知 治郎君	松村 祥史君	松村 龍二君
森田 高君	糸数 慶子君	榎葉賀津也君	鈴木 寛君	青木 一彦君	赤石 清美君	松山 政司君	丸川 珠代君
尾辻 秀久君	大江 康弘君	田城 郁君	田中 直紀君	有村 治子君	石井 準一君	丸山 和也君	三原じゅん子君
長谷川大紋君	浜田 和幸君	高橋 千秋君	武内 則男君	石井 浩郎君	磯崎 仁彦君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
反対者氏名	○名	谷 博之君	谷 亮子君	磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	森 まさこ君	山崎 力君
賛成者氏名	二二一名	谷岡 郁子君	谷 亮子君	岩井 茂樹君	岩城 光英君	山崎 正昭君	山田 俊男君
平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)		津田弥太郎君	辻 泰弘君	宇都 隆史君	上野 通子君	山谷えり子君	山本 一太君
足立 信也君	相原久美子君	外山 斎君	徳永 エリ君	衛藤 晟一君	大家 敏志君	山本 順三君	吉田 博美君
		徳永 久志君	轟木 利治君	岡田 直樹君	岡田 広君	義家 弘介君	若林 健太君
		友近 聡朗君	那谷屋正義君	加治屋義人君	片山さつき君	脇 雅史君	渡辺 猛之君
		直嶋 正行君	中谷 智司君				

反対者氏名 井上 哲士君 紙 智子君 大門実紀史君	秋野 公造君 石川 博崇君 加藤 修一君 木庭健太郎君 竹谷とし子君 長沢 広明君 浜田 昌良君 山口那津男君 山本 博司君 渡辺 孝男君 江口 克彦君 小野 次郎君 桜内 文城君 寺田 典城君 松田 公太君 荒井 広幸君 中山 恭子君 舩添 要一君 又市 征治君 吉田 忠智君 自見庄三郎君 糸数 慶子君 大江 康弘君 浜田 和幸君 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 草川 昭三君 白浜 一良君 谷合 正明君 西田 実仁君 松 あきら君 山本 香苗君 横山 信一君 上野ひろし君 小熊 慎司君 川田 龍平君 柴田 巧君 中西 健治君 水野 賢一君 片山虎之助君 藤井 孝男君 福島みずほ君 山内 徳信君 亀井亜紀子君 森田 高君 尾辻 秀久君 長谷川大紋君
六名	米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舍建設事業再開に関する再質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。 平成二十三年七月五日 参議院議長 西岡 武夫殿 又市 征治 米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舍建設事業再開に関する再質問主意書 私が提出した「米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舍建設事業再開に関する質問主意書」に対する「答弁書」(内閣参質一七七第一五〇号。以下「前回答弁書」という。)を踏まえ、なお不明な点について以下のとおり質問する。 一 前回答弁書において、「埼玉県朝霞市における跡地利用の検討の結果、公務員宿舍の整備に併せて公園等の整備を行うこととされていること」が事業再開の理由の一つとして挙げられているが、公務員宿舍の整備は財務省の要望に基づくものであり、公務員宿舍の建設が中止になつても朝霞市の公園等の整備事業が継続できる以上、このことは事業再開の理由にはならないのではないか。 二 前回答弁書において、「宿舍の附帯施設として、朝霞市の要望を受け、朝霞市関連施設(児童館、女性センター、休日・夜間診療所)や保育施設を整備する予定であること」が事業再開の理由の一つとして挙げられているが、朝霞市に確認したところ、宿舍の附帯施設整備事業の再開や推進を要望した事実はないとのことであ
右質問する。	る。したがつて、「朝霞市の要望」は事業再開の理由にはならないのではないか。 三 前回答弁書において、「宿舍建設予定地は宿舍の建設に際し適当な立地である」とされているが、「主として、さいたま新都心所在の官署に勤務する公務員」用の宿舍を必要とするならば、通勤手当の削減や通勤時間の短縮等を考慮し、凍結したさいたま市内に宿舍を建設する新規要求事業を再開させるのが適当ではないか。なぜ、最適な立地を選択しなかったのか、理由を示されたい。 四 事業再開に当たり、朝霞市における宿舍建設についての新たな位置づけについて、国から自治体等への説明はなされていないが、地元への説明はいつ行われるのか。また今後、地元の了解をどのようにとるのか、考えを示されたい。あるいは国は、宿舍建設の当初の目的が変更になつても、地元への説明は不要と考えているのか、明らかにされたい。 五 前回答弁書において、「PRE戦略」を取りまとめ、公務員宿舍について必要な宿舍戸数を再検証したとされているが、さいたま新都心所在の官署に勤務する公務員用に必要な宿舍戸数についてはどのように再検証したのか。併せて、前回答弁書において、「必要最小限にするとの観点から、真に整備が必要と考えられるものに限って、事業を実施する」とされているが、朝霞住宅の設置戸数を八百五十戸とした積算根拠を示されたい。
二について	平成二十三年七月十五日 内閣総理大臣 菅 直人 参議院議長 西岡 武夫殿 参議院議員又市征治君提出米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舍建設事業再開に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。 参議院議員又市征治君提出米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舍建設事業再開に関する再質問に対する答弁書 一について 朝霞住宅の建設予定地である米軍キャンプ跡地については、朝霞市が平成二十年五月に策定した「朝霞市基地跡地利用計画書」において、国家公務員宿舍の整備に併せて公園等の整備を行うこととされているところ、同市からは、公園等の整備・維持管理のための財源として宿舍の設置に伴う税収も念頭に置いて検討していること等から、宿舍の建設を中止した場合には同市の公園等の整備事業に支障を来すこととなると聞いており、「公務員宿舍の整備に併せて公園等の整備を行うこととされていること」が「事業再開の理由にはならない」との御指摘は当たらないと考えている。 二について 朝霞市からは、平成二十年六月六日に、米軍キャンプ跡地内の国家公務員宿舍の建設に当たり、「国家公務員宿舍の低層階に、市及び市の関連する施設(三千平方メートル程度)」を設置することについて、平成二十二年十一月二十四日には、宿舍の附帯施設である「朝霞市関連施

設の拡充等について、それぞれ文書により要望を受けている。

三について

朝霞住宅については、御指摘のような立地の観点のみならず、先の答弁書（平成二十三年五月二十日内閣参質一七七第一五〇号。以下「前回答弁書」という。）について述べた各種の事情を総合的に判断した結果、事業を再開することとしたものである。

四について

御指摘の「朝霞市における宿舍建設についての新たな位置づけ」及び「地元の了解」の意味するところが必ずしも明らかでないが、前回答弁書三についてでお答えしたとおり、平成二十二年十二月二十四日に、朝霞住宅整備事業を再開する旨を朝霞市に連絡し、さらに、朝霞住宅に入居する職員の対象を明確にする観点から、平成二十三年一月十八日に、同住宅には、主として、新規採用や転勤によりさいたま新都心所在の官署に勤務することとなった職員を中心に入居させることとしている旨を同市に連絡している。

五について

御指摘の「PRE戦略」において算出した「必要な宿舍戸数」は、「職務の要請から官署の近接地に居住場所を制限する必要がある職員」等に国家公務員宿舎を提供するとの考え方にに基づき、さいたま新都心所在の官署に勤務する職員に必要な宿舍戸数を含め、全国ベースで算出したものである。

朝霞住宅の設置戸数については、廃止する宿

舎の戸数や建設予定地の面積等を踏まえつつ、朝霞市との相談の過程で同市から出された戸数削減要望も考慮の上、決定したものである。

なお、朝霞住宅の建設に伴い、老朽化した宿舍を廃止することにより、朝霞住宅の設置戸数以上の宿舍戸数を削減することとしている。

在日米軍の射爆撃場に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年七月六日

衆数 慶子

参議院議長 西岡 武夫殿

在日米軍の射爆撃場に関する質問主意書

日本国内における在日米軍の射爆撃場は、青森県の三沢対地射爆撃場など五か所とされている。

そのうち、沖縄県久米島町の久米島、鳥島の両射爆撃場は久米島町や沖縄県が、その返還を強く求め、政府や在日米軍司令部等への働きかけを行っているところである。防衛省は、在日米軍が両射爆撃場の返還には否定的としながらも、久米島町や沖縄県の要請を踏まえ、訓練地域や射爆撃場のあり方について検討したい、としている。よって以下、質問する。

一 在日米軍の射爆撃場等の訓練施設及び区域の現状に関する政府の見解を示されたい。
二 久米島町の久米島、鳥島の両射爆撃場の返還要請に対する政府の見解を示されたい。
三 政府は在日米軍の射爆撃場等の訓練施設及び

区域について、視察や調査を行ったことがあるのか明らかにされたい。視察や調査を行ったのであれば、その訓練施設及び区域の名称、日時、内容、調査結果等を明らかにされたい。

している施設及び区域（以下単に「施設及び区域」という。）については、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十一年条約第六号。以下「日米安全保障条約」という。）の目的達成のために必要なものであると認識している。

四 日本国内における在日米軍専用の実弾演習を伴う射爆撃場を明らかにされたい。

二について

五 在日米軍専用の実弾演習を伴う射爆撃場のうち、実際に使用されている射爆撃場を明らかにし、その実弾演習の内容及び直近の演習回数（年ごと）を、政府の承知している範囲内で明らかにされたい。

は、沖縄県等からの返還要望を受けているところであるが、日米安全保障条約の目的を達成する上での必要性を勘案しつつ、その対応について検討していく考えである。

右質問する。

三について

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍の射爆撃場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

施設及び区域（日米地位協定第二条4の規定の適用のあるものを除く。）のうち、米国が実弾演習を行うことが認められた射爆撃場は、鳥島射爆撃場、黄尾嶼射爆撃場、赤尾嶼射爆撃場及び沖大東島射爆撃場である。

一について

お尋ねの「在日米軍の射爆撃場等の訓練施設及び区域の現状」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十一年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）第二条の規定に基づき我が国が米国に使用を許

一について

お尋ねの「在日米軍の射爆撃場等の訓練施設及び区域の現状」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十一年条約第七号。以下「日米地位協定」という。）

第二条の規定に基づき我が国が米国に使用を許

第二条の規定に基づき我が国が米国に使用を許

第二条の規定に基づき我が国が米国に使用を許

第二条の規定に基づき我が国が米国に使用を許

第二条の規定に基づき我が国が米国に使用を許

第二条の規定に基づき我が国が米国に使用を許

第二条の規定に基づき我が国が米国に使用を許

ける使用日数を年度ごとに示すと次のとおりであるが、これらの日に実際に演習が行われたか否かについては承知していない。

平成二十年度 三百六十五日

平成二十一年度 三百六十五日

平成二十二年 三百六十五日

黄尾嶼射爆撃場及び赤尾嶼射爆撃場については、それぞれ陸上区域、水域及び空域で構成されてお

り、日米合同委員会における合意において、米軍がその水域を使用する場合は、原則として十五日前までに防衛省に通告することとなつて

いるところ、昭和五十三年六月以降はその通告はなされて

いない。 沖大東島射爆撃場については、陸上区域、水域及び空域で構成されており、日米合同委員会における合意において、主として艦対地及び空対地の射爆撃場として使用され、米軍がその水域を使用する場合は、原則として十五日前までに防衛省に通告することとなつて

いるところ、過去三年間に米軍から防衛省に通告のあつた使用日数及び演習内容を年度ごとに示すと次のとおりであるが、これらの日に実際に演習が行われたか否かについては承知して

いない。 平成二十年度 百二十四日 空対地射爆撃及び艦対地射爆撃

平成二十一年度 百一日 空対地射爆撃及び艦対地射爆撃

平成二十二年 百四十九日 空対地射爆撃及び艦対地射爆撃

及び艦対地射爆撃

グアム移転協定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年七月六日

糸数 慶子

参議院議長 西岡 武夫殿

グアム移転協定に関する質問主意書

報道等によると、米国上院歳出委員会は本年六月三十日、二〇一二会計年度(二〇一一年十月〜二〇一二年九月)の軍事建設関連の歳出法案を全会一致で可決した。同法案において在沖繩海兵隊のグアム移転費約一億五千六百万ドル(約百二十六億円)は全額削除されており、同法案は近く上院本会議でも可決される見通しとなつて

いる。グアム移転協定における第三海兵機動展開部隊のグアム移転のための施設及び基盤整備に係る日本側負担の費用(六十億九千万ドル)について変更はあるのか、政府の見解を示されたい。 四 グアム移転協定における第三海兵機動展開部隊のグアム移転のための施設及び基盤整備に係る日本政府の予算執行状況と工事の進捗状況を、工事名称ごとに明らかにされたい。 右質問する。 平成二十三年七月十五日 内閣総理大臣 菅 (直人 参議院議長 西岡 武夫殿 参議院議員糸数慶子君提出グアム移転協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 参議院議員糸数慶子君提出グアム移転協定に関する質問に対する答弁書 一 について 日米両政府は、本年六月二十一日に開催された日米安全保障協議委員会(以下「SCC」という)の際に発表したSCC文書「在日米軍の再編の進展」において、同文書及び昨年五月二十八日のSCC共同発表によつて補完された平成十八年五月一日のSCC文書「再編の実施のための日米ロードマップ」(以下「補完されたロードマップ」という)並びに第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖繩からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(平成二十一年条約第三号)。

以下「グアム移転協定」という。)に従つて在沖繩海兵隊のグアムへの移転(以下「グアム移転」という。)を着実に実施する旨を確認している。 政府としては、抑止力を維持しつつ、沖繩の負担を軽減するため、引き続きこれらの日米合意に従つてグアム移転を着実に実施していく所存である。 二 について 本年六月三十日に米国上院歳出委員会は、二千十二会計年度の軍事建設等に関する歳出についての法案を、グアム移転に係る予算約一億五千六百万ドルを認めない形で可決すべきものと決したと承知している。一方、下院では、同法案を、グアム移転に係る予算約一億五千六百万ドルを認める形で可決したと承知しており、今後、両院の間で最終案に向けた調整が行われるものと考えている。政府としては、このようなグアム移転の米側予算に係る同国議会の動向を引き続き注視しつつ、グアム移転の着実な実施のため同国と協力していく考えである。 三 について グアム移転に係る日本側負担の費用の見積額は、平成十八年五月一日のSCC文書「再編の実施のための日米ロードマップ」で発表し、グアム移転協定の前文においてもこれを確認しているものである。グアム移転に係る米側負担の費用についても同国が適切に資金を拠出する必要があると考えているが、我が国としても、引き続き補完されたロードマップ及びグアム移転協定に従つて、グアム移転に必要な経費を負

担していく考えであり、御指摘のような場合が仮に生じたとしても、そのことにより日本側負担の費用の見積額が変更されることはない。

四について
グアム移転協定に従い、我が国政府は、平成二十一年度、三億三千六百万米ドルの資金を、平成二十二年に四億九千七百八十万米ドルの資金を、米国政府に対し、それぞれ提供しているところであり、これらの資金については、米政府がグアム移転協定に従って使用することとなっているが、お尋ねについて、事業の種類ごとにお答えすると以下のとおりである。

基地内の基盤整備事業については、平成二十一年度、フィネガン地区におけるもの(第一段階)に一億二千四百八十万米ドル、アンダーセン空軍基地の北部地区におけるものに二千七百万米ドル、アブラ地区におけるものに一億六千九百万米ドルをそれぞれ提供し、平成二十二年にフィネガン地区におけるもの(第二段階)に三億九百万米ドルを提供しているところ、これらの進捗状況としては、事業者選定のための手続を実施中であると承知している。

建設事業については、平成二十二年に、フィネガン地区における消防署の建設に二千五百十万米ドル、アブラ地区における港湾運用部隊の司令部庁舎の建設に二千四百八十万米ドル、アブラ地区における診療所の建設に九千六百万米ドルをそれぞれ提供しているところ、これらの進捗状況としては、事業者選定のための手続を実施中であると承知している。

設計事業については、平成二十一年度、フィネガン地区における消防署及び単身の下士官用の隊舎並びにアブラ地区における港湾運用部隊の司令部庁舎及び診療所の設計に千五百十万米ドルを提供し、平成二十二年にフィネガン地区における基地管理庁舎、海兵後方群の司令部庁舎、警察署、複合体育施設、下士官用の食堂及び単身の下士官用の隊舎の設計に四千二百九十万米ドルを提供しているところ、これらの進捗状況としては、事業者により実施中又は今後実施される予定であると承知している。

在日米軍軍人軍属の刑事事件に係る裁判権と
檢察審査会の議決の効力に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年七月六日

井上 哲士

参議院議長 西岡 武夫殿

在日米軍軍人軍属の刑事事件に係る裁判権
と檢察審査会の議決の効力に関する質問主意書

檢察審査会制度は司法制度改革の一環として、檢察の起訴独占主義による従前の制度を改め、国民のチェックを反映させる観点から、檢察当局が起訴を行わなかった刑事事件であっても、審査と議決を経て起訴議決にもとづく強制起訴が行われる制度に改められた。これに従って、檢察審査会の起訴議決にもとづき実際に公訴が提起され、公

判が行われる事案が生じているところである。

ところが、在日米軍軍人軍属の刑事事件のうち不起訴事案については、二〇一〇年四月二十二日の参議院外交防衛委員会における私の質問に対し法務副大臣(当時)が示した見解を踏まえても、檢察審査会による議決の効力が果たして一般の日本人被疑者の事案の場合と同様に及ぶのかについて、重大な疑問をもたざるをえない。強制起訴制度は国民の権利であり、例外があつてはならない。

そこで、在日米軍軍人軍属による刑事事件の取扱い等について質問する。

一 日米地位協定によれば、在日米軍軍人軍属の公務執行中の犯罪の第一次裁判権は米側がもつこととされている。一九七二年に法務省刑事局が作成した「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」の解説によれば、米側が公務証明書を発行した場合、反証のない限り、「事実の十分な証拠資料」として扱われる。

また同資料によれば、検事は反対の証拠があると思料されるときは、直ちに公務証明書を発行した指揮官にその旨を通知するとともに、十日以内に問題が日米合同委員会に提案されるかどうかについて通知されるものとされ、日米合同委員会への提案は急速になされるべきとされている。そこで、現在までに当該提案が行われたのは何件か。

二 法務副大臣は前記参議院外交防衛委員会において、在日米軍軍人軍属の「公務性」に関する檢察当局の当初の判断の可否についても檢察審査

会による審査の対象となりうるとした上で、檢察当局が在日米軍軍人軍属の刑事事件を不起訴としても、被害者等がこれを不服として檢察審査会に審査を行うよう申立てができ、その後、檢察審査会において起訴相当又は不起訴不当とされた場合には、「檢察官(中略)はそれを参考にして事件を再検討するということになり(中略)改めて起訴、不起訴の処分をしなければならぬ」と答弁した。そこで、日本の檢察当局が在日米軍軍人軍属の刑事事件を「裁判権なし」と判断した場合は、起訴、不起訴の「処分」をするために再捜査を行うことは可能なのか。政府の見解を示されたい。

三 日米間の合意及び取決めに於いて、二に記した日本の檢察当局による再捜査の権限とそれに対する米側の協力とはどのように保障されているか。

四 在日米軍軍人軍属の刑事事件について、当初日本の檢察当局が米側の「公務」認定に反証を示さず、第一次裁判権がないものとして起訴しなかったとしても、日本の起訴制度上は、檢察審査会において起訴議決が行われれば、それにもとづき強制起訴される。このことを踏まえれば、日本の檢察当局が日米間の合意において米側に通知を行うべきとされる期限内に起訴の決定を行わない又は不起訴を決定した場合であっても、それ以後の檢察審査会の起訴議決を経て起訴されれば、日本の裁判所において裁判が行われるべきではないか。政府の見解を示されたい。

五 日米の裁判権が競合し、第一次裁判権が米側にある在日米軍軍人軍属の刑事事件において、法務省及び検察当局は、米側の裁判権行使の有無をどのようなしくみにもとづき把握しているか。また、米側から日本に対して、すみやかに裁判権行使の状況の通知が行われることが確保されているか。

六 法務副大臣は前記参議院外交防衛委員会において、日本が第一次裁判権をもつ在日米軍軍人軍属の刑事事件に関し、日本の検察当局が不起訴とした後に検察審査会が行った起訴議決の効力について、「米軍当局が裁判権を行使をしていない場合につきましては(中略)大変大きな課題」との認識を示した。この課題について、法務省はどのように解決を図るつもりであるか。

七 在日米軍軍人軍属の刑事事件について、被害者等から検察審査会に不服申立てが行われた実績(件数)、そのうち起訴相当、不起訴不当の議決が行われた実績(件数)について、それぞれ年別に明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員井上哲士君提出在日米軍軍人軍属の刑事事件に係る裁判権と検察審査会の議決の効力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員井上哲士君提出在日米軍軍人軍属の刑事事件に係る裁判権と検察審査会の議決の効力に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについて網羅的かつ確定的にお答えすることは困難であるが、例えば、昭和四十九年七月十日発生の沖縄県伊江村におけるアメリカ合衆国(以下「合衆国」という。)軍隊の構成員二名による傷害事件について、日本国から御指摘の提案がなされた。

二について

御指摘の「裁判権なし」と判断した場合の意味するところが必ずしも明らかでないが、検察当局は、日本国が第一次の裁判権を有しているか否かにかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年年約第七号。以下「日米地位協定」という。)第十七条1(b)に規定する犯罪について、捜査をすることができると考えている。

三について

日米地位協定第十七条6(a)において、日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についての全ての必要な捜査の実施等について、相互に援助しなければならないとされている。

四について

検察審査会法(昭和二十三年法律第四百七十七号)第四十一条の六第一項に規定する起訴議決に基づいて公訴の提起がされた場合には、これ

について裁判が行われることになると理解している。

五について

日米地位協定第十七条6(b)において、日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合する全ての事件の処理について、相互に通告しなければならないとされており、昭和二十八年十月の刑事裁判管轄権に関する事項についての日米合同委員会合意において、一方の国が第一次の裁判権を行使した犯罪で他方の国又はその国民に対して犯されたものに係る事件の最終の裁判結果の通報については、同委員会を通じて一月ごとに行うとされている。また、日本国の当局においては、御指摘の点について、必要に応じ、合衆国の軍当局に照会して適切に把握していると承知している。

六について

御指摘の答弁における「課題」については、現在検討中である。

七について

お尋ねの「被害者等から検察審査会に不服申立てが行われた実績(件数)」については、把握していないが、「在日米軍軍人軍属の刑事事件」について検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決がされた件数は、法務省に保存されている資料により確認することができた平成十八年以降では、平成二十三年にされた一件である。

放射性物質で汚染されたがれき・下水汚泥等の処理処分等に係る新法の必要性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年七月六日

川口 順子

参議院議長 西岡 武夫殿

放射性物質で汚染されたがれき・下水汚泥等の処理処分等に係る新法の必要性に関する質問主意書

平成二十三年六月十七日の参議院東日本大震災復興特別委員会質疑において、私が、放射性物質で汚染されたがれき、下水汚泥等について、処理処分等に関する法律がないことを指摘し、新法の必要性を質したところ、菅直人総理及び枝野幸男官房長官の答弁が同委員会での西田実仁議員への答弁と異なっていた。

すなわち、菅総理は私に対しては「今すぐ、法律を作ってからというのでは間に合いませんので、まずは内閣として方向性を定めたい」と立法は当面行わないとのニュアンスで答弁したが、他方で西田議員に対しては「必要な立法措置についても検討中であり」と立法を前提とした答弁を行った。また、枝野官房長官は同問題について、私に対しては「もちろん法律があった方が望ましいことは否定をいたしません、法律がなくとも行政上の運用でできます」と答弁したが、他方で西田議員に対しては「抜本的には法律を制定する必要があるというふうには考えてはおりま

す」と立法の必要性を明確に肯定している。

法律の具体的内容についてはもちろん検討が必要であるが、現在、対応する法律が存在しないのであるから、立法は必要であると考ええる。そこで、放射性物質で汚染されたがれき、下水汚泥等の処理処分等に関する法律（この法律については、新規制定法の場合と既存の法律の改正法の場合が想定される。以下「新法」という。）の必要性について、以下のとおり質問する。

一 新法の必要性について政府の統一見解を示されたい。

二 「新法が必要かどうか検討の必要がある」との見解であるなら、いかなる場合に新法なしで対応できると考えるのか、理由とともに明らかにされたい。

枝野官房長官は、「法律がなくても行政上の運用でできます」と答弁しているが、放射性物質で汚染されたがれき、下水汚泥等の処理処分に際しては、行政処分を行わなければならない場面が想定される。にもかかわらず、政府は行政上の運用で行うつもりなのか。それとも、政府は権利義務の形成に関わる事項に全く触れることなく、当該がれき等の処理処分を行うことができるかと考えているのか。

三 新法の必要性について依然として検討中であるならば、いつまでに必要性の検討を終えるのか。

四 新法が必要とされる場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）との関係をいかに整理するのか。廃掃法を改正することにより整理を行なうのか、それ以外の方法によるのか。

五 新法が必要とされる場合、今回の東日本大震

災に起因するもののみに対象を限定するのか。

六 がれき、下水汚泥等の処理処分については、放射性物質によって汚染されていること及び長期にわたって処分場の管理が必要であることから、県や市町村ではなく、国が処理処分の主体となるべきと考えるが、政府の見解を理由とともに明らかにされたい。

七 放射性物質に汚染されたものは、がれきにとどまらず、下水汚泥、上水道の汚泥、農業集落排水施設の汚泥、除染活動に伴い発生する土壌、地下水等、多くある。これらについても、処理処分に係る法令が存在しない。それぞれに新しい法律を制定するのか、あるいは、一括して新しい法律を制定するのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員川口順子君提出放射性物質で汚染されたがれき・下水汚泥等の処理処分等に関する新法の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川口順子君提出放射性物質で汚染されたがれき・下水汚泥等の処理処分等

に係る新法の必要性に関する質問に対する答弁書

一から七までについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）においては、放射性

物質及びこれによって汚染された物については、同法の適用を受ける廃棄物には含まれないとされている。また、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）においては、原子力発電所等の敷地外に存在する、放射性物質によって汚染された物の廃棄は想定されていないところである。

現在問題となっている災害廃棄物等については、原子力災害対策本部が「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（平成二十三年六月十六日）を取りまとめ、また、環境省が関係省等と連携して「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（同月二十三日）を取りまとめ、処理を進めつつあるところであるが、お尋ねの放射性物質で汚染された瓦礫、下水汚泥等の処理については、法的な枠組みの整備が必要と認識しており、既存法令との関係、対象とする範囲、処理主体等を含め、今後検討してまいりたい。

携帯電話の電磁波対策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年七月七日

山谷えり子

参議院議長 西岡 武夫殿

携帯電話の電磁波対策に関する質問主意書

一 世界保健機関（WHO）の専門組織、国際がん研究機関が、携帯電話の電磁波に発がん性のお

それがあると指摘したが、政府はこの報告をどのように受け止めて、今後どのような対策を取っていくと考えているのか。

二 イギリス、カナダ、アイルランド、ロシア、フランス、フィンランド、ドイツ、イスラエルなどで子供の携帯電話の使用に関して様々な規制、勧告、要請が出ているが、各国はなぜこうした規制、勧告、要請を行っているかと政府は判断しているのか。

三 平成二十三年六月十六日の参議院内閣委員会での子供の携帯電話の使用についての私の質問に対し、枝野幸男官房長官は「まさに予防原則が重要な特にお子さんについては課題だというふうには思います。したがって、厚生労働省においては、各国の状況、そしてその基になっている根拠、理由等についても十分に把握をして、健康を守るという観点、特にお子さんについての健康を守るという観点からの積極的な対応が望ましいというふうに思いますので、私の方からも厚生労働大臣にもそうした要請をしておきたいというふうに思います。」と答弁したが、枝野官房長官は厚生労働大臣にどのような要請を行ったのか。また、その要請に対し厚生労働省ではどのように対応していくのか。

四 子供の携帯電話の使用について、環境省、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、消費者庁などの関係省庁でプロジェクトチームを作って検討を進め、早急に対応策を講じるべきと考えるが、政府は今後どのように対応していくのか。

右質問する。

平成二十三年七月十五日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員山谷えり子君提出携帯電話の電磁波対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山谷えり子君提出携帯電話の電磁波対策に関する質問に対する答弁書

一について

国際がん研究機関(以下「IARC」という。)が本年五月三十一日に発表したプレスリリースのナンバ―二百八においては、無線周波電磁界の発がん性に関するこれまでの研究諸文献の評価の結果、携帯電話の使用については、発がん性の証拠は「限定的(limited)」又は「不十分(inadequate)」で、「ヒトに対して発がん性があるかもしれない(possibly carcinogenic to humans)」と分類されたが、IARCが設置した作業グループは「そのリスクの定量化はしなかった」とされていると承知している。

同プレスリリースにおいて、IARCの幹部が、携帯電話を長期間にわたり長時間使用することについては更なる研究を行うことが重要であると指摘していること、また、同プレスリリースの発表後、本年六月に改訂された、世界保健機関が携帯電話についての正式見解を示したファクトシートのナンバ―百九十三においては、携帯電話の使用による脳腫瘍のリスクが上昇することは立証されていないものの、携帯電話の使用と脳腫瘍のリスクについての更なる研究

究が必要である旨の見解が示されていることから、携帯電話による健康影響について、関係省庁が連携しながら科学的な検証を進めるとともに、これにより得られた研究成果等を国民に情報提供してまいりたい。

二について

御指摘の国のうち幾つかの国において、子供の携帯電話の使用について、助言や法律による規制等が行われていることは承知しているが、「なぜ」こうした規制、勧告、要請を行っているかを含め各国の状況については、今後、一層の情報収集に努めてまいりたい。

三について

厚生労働大臣は、御指摘の枝野内閣官房長官の答弁について報告を受けており、厚生労働省においては、その答弁内容を踏まえ、関係省庁と連携しながら、各国の状況等について情報の収集に努めるとともに、携帯電話の発がんリスクについて、科学的な検証により得られた研究成果等を国民に情報提供する等、必要な対応を行ってまいりたい。

四について

子供の携帯電話の使用による影響調査を含む無線周波電磁界の健康影響に関する科学的な検証や、その研究成果等の国民への情報提供などについて、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省で構成する電磁界関係省庁連絡会議等を通じて関係省庁が連携しながら対応してまいりたい。

特別支援教育を担当できる教員を増やす方策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年七月八日

上野 通子

参議院議長 西岡 武夫殿

特別支援教育を担当できる教員を増やす方策に関する質問主意書

知的障害や肢体不自由などの障害のため特別支援教育を必要とする子どもの数は急激に増加している。これに対し特別支援教育を担当できる教員の数が追いついていないため、多くの特別支援教育の現場で教員の確保が難航している現状がある。これに関連して以下のとおり質問する。

一 特別支援教育を担当できる教員の育成が全国的に急務となっていることは論を待たない。

「特別支援教育の充実に向けた教員免許制度改革に関する質問主意書」(第百七十六国会質問第一二九号)で、教員免許課程に特別支援教育関連科目を設けることなどを提案しつつ、政府に対して早急に取り組むよう求めてきたが、目に見える成果は上がっていないと考える。特別支援教育を担当できる教員の確保について政府の見解を明らかにするとともに、現下の取組について説明されたい。

二 特別支援教育を必要とするすべての子どもに適切な教育を受けさせるには、すべての教員に特別支援教育を担当できる専門的な指導力を身につけさせることが最も近道であると考えられる。これに対する政府の見解を明らかにされたい。右質問する。

平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人

参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員上野通子君提出特別支援教育を担当できる教員を増やす方策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出特別支援教育を担当できる教員を増やす方策に関する質問に対する答弁書

一及び二について

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることのほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すことを目的としていることから、特別支援学校の教員については、特別支援学校の教員の免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員の免許状を有することが必要とされている。文部科学省では、「特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業」として、現職の特別支援学校の教員の専門性の向上を図るための研修を、平成二十三年度においては七大学に委託して実施しているところである。

また、小中学校等における特別支援教育の充

実を図るためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があると考えており、特別支援学校以外の学校の教員の普通免許状を取得する際に修得することが必要な科目に、「障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」に関する事項を含めているほか、文部科学省から都道府県教育委員会等に対し、小中学校等において教員向けの特別支援教育に関する研修を実施するよう指導しているところである。

現在、中央教育審議会において、特別支援教育や教員免許制度の在り方等について検討が行われているところ、文部科学省としては、これらの検討の結果を踏まえて、今後の特別支援教育や教員免許制度の在り方を検討してまいりたい。

東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年七月十一日

参議院議長 西岡 武夫殿
江口 克彦

東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する質問主意書
親日家の多い台湾は、一九九九年の台湾中部大

地震や二〇〇九年の台風災害への日本の支援に感謝し、東日本大震災の翌日に緊急援助金の送付と救援隊の派遣を表明した。

また、各国からの義援金の額については、本年三月末時点で、台湾が百億円を超え、米国は約九十億円、韓国は約十六億円、中国は約三億円との報道もある。

そこで、以下のとおり質問する。

一 本年四月に義援金、救助隊員による救援活動、支援物資の提供等の各国からの支援に対し、海外主要紙に菅直人内閣総理大臣名の感謝広告が掲載された。一方、義援金を始め多大な支援を行った台湾については、日本政府による感謝広告の新聞掲載は行われなかったと報道されている。この報道された内容が事実かどうか明らかにされたい。

二 台湾については、財団法人交流協会のウェブサイトにも菅総理のメッセージが掲載されたが、そのような取扱いを行った理由を明らかにされたい。

三 台湾においては、台湾からの留学生が「台湾は国家ではない」との理由で、文部科学省が行う東日本大震災に関する外国人留学生への支援の対象から外されているとの報道が本年七月になされており、これまでの日本と台湾の良好な関係に水を差しているが、この報道された内容が事実かどうか明らかにされたい。

四 三において報道された内容が事実ではない場合、なぜ三のような報道がなされたのか政府において承知している事実関係を明らかにするとともに、今後、政府は台湾との関係改善のためにどのような取組を行うのか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人
参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員江口克彦君提出東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する質問に対する答弁書

一について

本年四月十一日に、東日本大震災発生後一か月の機会を捉え、各国・地域から受けた支援等について、菅内閣総理大臣から全世界に対し謝意を伝える新聞広告を海外の七紙から発出したところ、この七紙には台湾の新聞は含まれていないが、同時に、在外公館等から海外メディアに対し積極的に情報提供する等の働きかけを行った結果、これまでに、台湾を含む六十七か国・地域で二百紙を超える新聞において、同様の謝意広告が掲載され、又はその内容が紹介されたところである。

二について

一について述べた全世界に対する謝意の伝達に加え、台湾からの支援等に対して個別に謝意を伝達するため、中国語に翻訳した菅内閣総理大臣の新たな感謝メッセージを、我が国と台湾との間の実務関係を処理している財団法人交流協会のホームページで発信したところである。さらに、同メッセージを台湾の要人やメディアに紹介するなどし、台湾からの支援等に対する謝意を積極的に表明してきているところである。

三について

台湾からの留学生に対しては、従前より財団法人交流協会及び独立行政法人日本学生支援機構を通じ支援を行ってきたが、東日本大震災に伴う外国人留学生への追加的支援についても、同様の枠組みの下で行ってきたとおり、「台湾は国家ではない」との理由で「台湾からの留学生が「支援の対象から外されている」という事実はない。

四について

個々の報道がなされた理由について、政府としてお答えする立場にない。
台湾との関係については、今後とも民間交流という枠組みの中で経済関係や人的交流を着実に進展させていくことが極めて重要であると考えており、台湾に関する我が国の基本的立場を踏まえた上で種々の協力を進める所存である。

電力小売の自由化の実態に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年七月十一日

参議院議長 西岡 武夫殿
水野 賢一

電力小売の自由化の実態に関する質問主意書

本年七月七日の参議院予算委員会での私の質問に対して海江田万里経済産業大臣は、一般電気事業者が自らの管内以外に電力を供給するいわゆる「越境供給」は一件しかないと答弁した。

現在、電力小売は一部自由化されているため、本来であれば「越境供給」は一件にとどまらず、はるかに多く実施されているべきだと考える。すなわち制度上は一定の自由化が進んでいても、実態としては自由化が進んでいないと言わざるをえない。そこで以下質問する。

一 現在、電力小売の自由化の対象とされている契約電力が五十キロワット以上の需要家は全国にどれくらいあるか。つまり「二件」というのが「分子」だとすれば、「分母」にあたるのは何件になるか示されたい。

二 電力小売が一部自由化されているにもかかわらず、「越境供給」の数がこれだけ少ないことについて、政府の見解を示されたい。

三 特定規模電気事業者の発電量と、それが電力市場の自由化部門に占める割合について現状を示されたい。また、それが電力の全需要に占める割合も示されたい。

四 電力小売が一部自由化されている中で、三で示された特定規模電気事業者の発電量の占める割合について十分と考えるか、それとも電力小売の自由化の制度設計をした時の狙いが満たされていないと考えるか、政府の見解を示されたい。

五 送電会社を発電会社と分離するいわゆる「発送電分離」を行えば、契約電力が五十キロワット以上の需要家という現行の電力小売の自由化の対象のままで、「越境供給」や特定規模電気事業者の参入はもっと増えると政府は考えるか。

右質問する。

平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直人
参議院議長 西岡 武夫殿

参議院議員水野賢一君提出電力小売の自由化の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出電力小売の自由化の実態に関する質問に対する答弁書

一について

契約電力が原則として五十キロワットを超える需要家については、小売料金規制の対象外であり、政府としてはその数を把握していない。

二について

契約電力が原則として五十キロワットを超える需要家に対して、御指摘の「越境供給」を行うことが、制度上は可能であるが、それが実際に

行われるかどうかについては、一般電気事業者と需要家との交渉により決められるものと承知している。

三について

平成二十二年度における特定規模電気事業者の販売電力量は、約百九十九・五億キロワットアワーであつて、電力小売自由化部門の販売電力量に占める割合は約三・四七パーセントであり、また、全販売電力量に占める割合は約一・九一パーセントである。

四について

電力小売自由化については、我が国における電力のコストを欧米諸国と比較して遜色ない水準とし、電気の利用者の利益を増進することを目的として進めてきたものであり、電力小売自由化部門に占める特定規模電気事業者の販売電力量の割合を高めることが直接の目的ではないと考えている。

五について

御指摘の「越境供給」や特定規模電気事業者の参入については、一義的には、各事業者が、電源調達や営業活動の費用等様々な要素を基に事業性を総合的に勘案して決定するものと承知しているところ、御指摘の「発送電分離」の具体的内容が明らかではなく、それが各事業者にどのような影響を与えるかは判断できないことから、お尋ねの点についてお答えすることは困難である。

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 一〇四	本号一部 一五円